

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名：特非 安曇野市スポーツ協会]

[記載日：2024.12.27]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
原則 1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 特定非営利活動法人安曇野市スポーツ協会の定款（平成 28 年 4 月 14 日施行・令和 3 年 8 月 12 日改正）や特定非営利活動促進法などを遵守して団体運営及び事業運営を行っています。	A
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 本会及び加盟団体が主催する各種事業（競技会・スポーツ教室・講習会等）を開催のために公共の体育施設を使用する場合など、安曇野市体育施設条例及び管理規則など施設の使用に係る規則や、安曇野市が定める安全管理等を遵守しています。また市の委託また指定管理を受けている体育施設の業務においても労基法を遵守し行っています。体育功労者及び優秀選手の表彰事業についても選考基準に遵守して行っています	A
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。 定款第 13 条に基づき役員（理事 15 名・監事 2 名）の体制を整備しています。 必要に応じ、専門委員会及び理事会を開催しています。また理事職は各専門委員会（総務担当、指導育成担当、企画担当、広報活動担当）を組織し体制を整備しているが、すべての活動は十分とは言えない。	A
原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 毎年 6 月に実施している通常総会に事業方針を示し HP で公表している。 (基本方針) 本協会は、加入団体はじめ関係団体との連携を密にし、市民のスポーツ振興、健康体力づくりの推進、競技力の向上およびスポーツ文化に関連する事業を行い、スポーツを通して健全な精神の高揚を図るとともに青少年健全育成、健康的で明るい社会づくりに寄与することを目的とする。	A
原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 現在は、長野県スポーツ協会等が発信している情報を流している程度なので、今後、研修会等の機会があれば役職員へ参加を促していきたい。	B

(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 現在は、長野県スポーツ協会等が発信している情報を流している程度なので、今後、研修会等の機会があれば指導者、競技者等へ参加を促していきたい。	B
原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) NPO 促進法、企業会計原則に基づき、財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しています。	A
(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 毎年、安曇野市の条例に基づき運営費の補助金を受けており、条例に基づき補助金申請の承認、年度末には報告書及び決算書を提出し補助金の確定通知に至るまで適正な使用のために求められた条例を遵守して行っています	A
(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 現在、常勤のパート職員 1 名を配置し、出納業務及び加盟団体が実施した事業報告と決算書の精査を行い、適切な会計処理をしている。企業会計は事務局長が担当し、毎年、年に 1 回、外部監事及び内部監事の計 2 名により会計監査と業務監査を実施しています。また、新たに 2022.1 より ANC アリーナに常勤の運営リーダーを配置し、運営業務委託契約書に基づき適正に運営している。	A
原則 5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 平成 30 年 10 月 1 日 NPO 法の一部改正法施工により貸借対照表の公告が必要になり、定款第 56 条公告の方法を変更し、貸借対照表の公告については本会のホームページにて掲載して行うことにしている。 また、促進法による、定款、認証・登記に関する書類、役員名簿、事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、加盟団体の内 10 人以上の者の名簿はいつでも閲覧できる状態にしてある。	A
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 必要なデータはホームページで開示している。	A

スポーツの価値を毀損しかねない不祥事の発生を防ぎ、また、スポーツの価値を一層高めていくため、スポーツの普及・振興の重要な担い手となっているスポーツ団体の適正なガバナンスを確保することが必要不可欠です。

このような問題意識から、スポーツ庁では、平成 30 年 12 月に策定した「スポーツ・インテグリティの確保に向けたアクションプラン」において、スポーツ団体が適切な組織運営を行うための原則・規範としてスポーツ団体ガバナンスコードを策定することとし、スポーツ審議会における審議を経た上で、中央競技団体（NF）向け及び一般スポーツ団体向けのガバナンスコードを策定いたしました。